



認可外保育施設・一時預かり・
病後児保育・ファミリーサポートセンター

幼児教育・保育の無償化について

概要

- 保育の必要性がある3歳児から小学校就学前までの児童について、利用料が無償化になります。
(0歳児から2歳児までは市民税非課税世帯が対象)
※ 保育園、認定こども園、小規模保育園等を利用している場合は対象とはなりません。
- 給食費をはじめとする実費については無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。
- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。施設を利用する前に、裏面に記載のある申請書類を市役所保育課まで提出してください。
申請書類が提出されないまま施設を利用した場合、その期間は無償化の対象となりませんので、ご注意ください。
- 利用料の請求については、利用月の翌月初日から2年以内に行ってください。2年を過ぎると時効のため、払い戻しができなくなります。

無償化の上限額

利用料全てが無償ではなく、上限額があります。

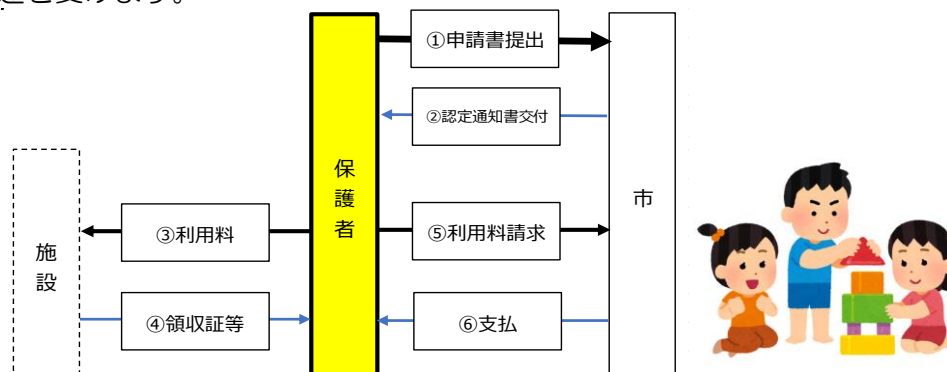
上限額 3.7万円/月

(0歳児から2歳児までは4.2万円/月)

※上限額を超える場合は、保護者の負担になります。

無償化の流れ

利用料は従来どおり施設に支払います。領収証等を市役所に提出し利用料の返還を受けます。



認定に必要な提出書類について

保育の必要性の認定を受けるために、次の書類の提出が必要になります。

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

② 父・母の保育が必要な要件に応じた書類（※１）

次の表のとおり父・母の保育が必要な要件に応じ、父・母それぞれ書類を提出してください。

	保育が必要な要件	提出書類	認定期間
1	就労	就労証明書 ※自営業・農業の方は、就労証明書の他に直近の確定申告書又は開業届（新規開業の場合）（写し）	児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間（※２） （月の就労実績が 60 時間未満の場合は、「５求職活動」として 2 か月間）
2	疾病・障がい	診断書又は障がい者手帳（写し）	1 と同じ期間
3	看護・介護	対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）	1 と同じ期間
4	災害復旧	罹災証明書	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
5	求職活動	就労予定申立書兼誓約書	2 か月間
6	就学	就学証明書及びカリキュラム	1 と同じ期間
7	妊娠・出産	母子手帳（写し） （出産予定日を記入する）	出産（予定）月の前後各 2 か月間 （多胎妊娠時は産前 3 か月から）
8	育児休業中 （2 歳児クラス～ 5 歳児（年長）のみ）	就労証明書	1 と同じ期間 ただし、2 歳児クラスは市民税非課税世帯のみ

（※１）離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

（※２）満 3 歳児の認定にあっては、満 3 歳に到達した最初の 3 月 31 日までを認定期間とします。

申請書類は保育課窓口でお渡し又は、次の QR コードからダウンロードできます。

